

ニホンジカ目撃情報提供報償金制度のご案内



写真提供：環境省

茨城県内におけるニホンジカの定着・繁殖を防止するため、**捕獲につながる有益な目撃情報（写真または動画）をご提供いただいた方へ報償金をお支払いします。**

1 目撃情報の提供方法

次の書類等3点を電子メール・郵送等により、茨城県環境政策課へご提供ください。

- ① ニホンジカ目撃情報提供書（裏面の様式）
※「報償金支払制度の適用希望」欄の『希望する』を囲んでください。
- ② ニホンジカの写真または動画
- ③ 目撃地点を示した地図または「シカ情報マップ」への登録事実を証明する写真等

2 報償金の支払条件

令和4年6月1日以降にご提供いただいた目撃情報が、ニホンジカの捕獲につながったと判断された場合に限り、1件あたり1万円をお支払いします。

なお、報償金の支払が決定した場合には、「ニホンジカ目撃情報提供書」に記載されたご住所へ決定通知文書をお送りします。

3 本制度の適用対象外となる方

次の方は、本制度の適用対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 匿名であるなど個人の特定ができない方
- ② 国、地方公共団体、独立行政法人の職員である方
- ③ 目撃情報の入手過程において、法令に違反する行為や公序良俗に反する行為を行った方
- ④ その他の理由により、県が対象外と判断した方

4 その他

ご提供いただいた目撃情報は、ニホンジカ対策に取り組む関係機関との間で共有するほか、県ホームページ・新聞記事等において公表される可能性がありますので、ご了承ください。

■目撃情報の提供先及びお問合せ先

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 自然・鳥獣保護管理グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-2946

E-mail：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp